

## 四半期財務情報の開示に関するアンケート調査結果について

平成13年12月21日  
東京証券取引所  
上 場 部

このたび、東京証券取引所（以下、当取引所とする）では、当取引所に上場する内国株券（内国優先出資証券を含む）の発行会社全社を対象として、四半期財務情報の開示等に係るアンケート調査を実施し、各社の回答内容のとりまとめを行った。

当アンケート調査は、企業業績の動向をより適時かつ適切に把握したいとの投資者側の認識の高まり等を背景として、上場会社に四半期財務情報の開示に向けた積極的な取組みが求められつつあることを踏まえ、当該情報に係る開示慣行の醸成及び開示内容の充実に向けて、現在の上場会社各社における決算実務の実態調査及び四半期財務情報の開示等に向けた意識調査を目的として実施したものである。

### 1. 「四半期財務情報の開示に関するアンケート」の要領

#### (1) 調査対象及び調査方法

本年11月26日時点で当取引所に上場する内国株券（内国優先出資証券を含む）の発行会社（市場第一部、市場第二部及びマザーズの各上場会社）計2,098社に対して調査用紙を送付し、このうち本年12月14日までに寄せられた回答内容について集計を実施した（回収率は70.3%）。

具体的には、以下に掲げた各項目等について、それぞれあらかじめ設定した選択肢を選択する形式で回答を求めている。

| 実 態 調 査      |               | 意 識 調 査  |
|--------------|---------------|--|
| 四半期財務情報の開示実態 | 内部管理資料の作成実態   |  |
| ・開示の有無、開示方法等 | ・四半期資料の作成の有無等 | ・法制化の是非、当取引所への要望<br><br>・開示可能と考える内容<br><br>・望ましい作成基準の取扱い<br><br>・望ましい会計監査等の取扱い |
| ・開示の時期       | ・作成の時期（四半期資料） |  |
| ・開示内容        | ・作成内容         |  |
| ・財務諸表等の作成基準等 |               |  |
| ・会計監査等の実施状況  |               |  |

なお、以下では、優先出資証券の発行会社の回答内容について、「市場第一部」の市場区分、「銀行業」の業種区分に含めて集計している。

#### (2) 回答状況（回答会社の属性）

|                   |           | 調査対象会社数 | 回答会社数 | 回答率(%) |
|-------------------|-----------|---------|-------|--------|
| 総                 | 計         | 2,098   | 1,474 | 70.3   |
| 市場<br>区<br>分<br>別 | 市 場 第 一 部 | 1,491   | 1,048 | 70.3   |
|                   | 市 場 第 二 部 | 571     | 403   | 70.6   |
|                   | マ ザ ー ズ   | 36      | 23    | 63.9   |

比率の計算については、小数第二位以下を四捨五入している。以下同じ。

## 【回答会社における四半期財務情報の開示状況】

|                      | 回答会社数 | 比率 (%) |
|----------------------|-------|--------|
| 四半期財務情報を開示している会社     | 105   | 7.1    |
| うち、国内と海外の双方で開示している会社 | 16    | 1.1    |
| うち、国内でのみ開示している会社     | 89    | 6.0    |
| 四半期財務情報を開示していない会社    | 1,369 | 92.9   |
| うち、かつて開示した経験のある会社    | 5     | 0.3    |
| 総計                   | 1,474 | 100.0  |

「比率」欄は、回答会社数に占める割合。

## 【業種別の回答状況】

|                  |            | 調査対象会社数 | 回答会社数 | 回答率 (%) |
|------------------|------------|---------|-------|---------|
| 業<br>種<br>分<br>類 | 水産・農林業     | 9       | 4     | 44.4    |
|                  | 鉱業         | 9       | 5     | 55.6    |
|                  | 建設業        | 151     | 102   | 67.5    |
|                  | 食料品        | 109     | 80    | 73.4    |
|                  | 繊維製品       | 67      | 42    | 62.7    |
|                  | パルプ・紙      | 22      | 16    | 72.7    |
|                  | 化学         | 148     | 102   | 68.9    |
|                  | 医薬品        | 40      | 32    | 80.0    |
|                  | 石油・石炭製品    | 11      | 8     | 72.7    |
|                  | ゴム製品       | 17      | 8     | 47.1    |
|                  | ガラス・土石製品   | 36      | 25    | 69.4    |
|                  | 鉄鋼         | 49      | 35    | 71.4    |
|                  | 非鉄金属       | 33      | 18    | 54.5    |
|                  | 金属製品       | 53      | 37    | 69.8    |
|                  | 機械         | 169     | 121   | 71.6    |
|                  | 電気機器       | 211     | 159   | 75.4    |
|                  | 輸送用機器      | 85      | 53    | 62.4    |
|                  | 精密機器       | 32      | 24    | 75.0    |
|                  | その他製品      | 62      | 41    | 66.1    |
|                  | 電気・ガス業     | 19      | 17    | 89.5    |
|                  | 陸運業        | 44      | 35    | 79.5    |
|                  | 海運業        | 16      | 13    | 81.3    |
|                  | 空運業        | 6       | 2     | 33.3    |
|                  | 倉庫・運輸関連業   | 28      | 23    | 82.1    |
|                  | 通信業        | 8       | 3     | 37.5    |
|                  | 卸売業        | 155     | 114   | 73.5    |
|                  | 小売業        | 150     | 95    | 63.3    |
|                  | 銀行業        | 90      | 79    | 87.8    |
|                  | 証券、商品先物取引業 | 23      | 21    | 91.3    |
|                  | 保険業        | 11      | 4     | 36.4    |
|                  | その他金融業     | 29      | 20    | 69.0    |
|                  | 不動産業       | 40      | 27    | 67.5    |
|                  | サービス業      | 166     | 109   | 65.7    |
| 総計               | 2,098      | 1,474   | 70.3  |         |

「業種分類」は、証券コード協議会の業種別分類に基づく。

## 2. 四半期財務情報の開示状況に係る実態調査

以下の(1)から(8)は、「四半期財務情報の開示を行っている会社」及び「かつて当該情報を開示した経験を有する会社」(計110社)が回答している。

### (1) 四半期財務情報の開示時期 ( 関連する設問 3.(2) )

設 問：四半期財務情報の開示時期は、どれに該当しますか。

当該設問に対しては、107社から有効な回答が得られた。

当取引所では、本年10月25日付で平成14年3月期第1四半期における四半期財務情報の開示状況の集計結果を公表しているが、3月期決算会社以外の上場会社を含む本アンケートの結果を見ても、実際に開示に取り組んでいる会社では、9割以上の会社が前四半期末から45日以内に四半期財務情報の開示を行っており、迅速な開示に向けた努力が払われていると考えられる。

|        | 2週間以内 | 2週間超～<br>1ヶ月以内 | 1ヶ月超～<br>45日以内 | 45日超～<br>2ヶ月以内 | 2ヶ月超  |
|--------|-------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 回答社数   | 2     | 49             | 49             | 6              | 1     |
| 比率 (%) | 1.9   | 45.8           | 45.8           | 5.6            | 0.9   |
| 累計回答社数 | 2     | 51             | 100            | 106            | 107   |
| 比率 (%) | 1.9   | 47.7           | 93.5           | 99.1           | 100.0 |

「比率」は、有効な回答会社数に占める割合を示す。以下同じ。

「累計回答社数」は、四半期の期初からの発表会社数を累計したものの。

#### 【参考】当取引所上場の3月期決算会社における四半期財務情報の平均発表所要日数

|         | 平成14年3月期第1四半期 |       | 平成13年3月期第3四半期 |       |
|---------|---------------|-------|---------------|-------|
|         | 連結情報          | 個別情報  | 連結情報          | 個別情報  |
| 3月期決算会社 | 31.9日         | 32.2日 | 36.3日         | 34.1日 |

### (2) 四半期財務情報の開示方法

設 問：四半期財務情報はどのような方法で開示していますか(回答は複数選択)。

当該設問に対しては、106社から有効な回答が得られた。

四半期財務情報の重要性が高まりつつある状況を踏まえると、具体的な開示方法は、投資者に対して広く公平に伝達されるものであることが望まれるが、既に開示に取り組んでいる各社では、多様な方法で開示の実施確保に向けた工夫を行っており、とりわけ、記者発表(プレスリリース)と合わせて、自社のホームページを通じて投資者一般に情報を公開する方法が多く採用されている。

|         | T D n e t<br>を介した記<br>者発表 | T D n e t<br>を介さない<br>記者発表 | E D G A R<br>等へのファ<br>イリング | アナリスト<br>ミーティ<br>ング等による<br>直接的提供 | 株主あて発<br>送書類への<br>記載 | 自社のホー<br>ムページへ<br>の掲載 | その他  |
|---------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------------|----------------------|-----------------------|------|
| 回 答 社 数 | 93                        | 19                         | 4                          | 52                               | 6                    | 87                    | 11   |
| 比 率 (%) | 87.7                      | 17.9                       | 3.8                        | 49.1                             | 5.7                  | 82.1                  | 10.4 |

なお、回答会社の一部では、四半期財務情報の開示に際して、当取引所が運営するT D n e t (適時開示情報伝達システム) が利用されていない状況にある。

現在のところ、当取引所では、四半期財務情報の開示に際してT D n e tの利用を義務づけているものではないが(マザーズの上場会社を除く)、T D n e tが会社情報の公平かつ迅速な開示を目的とする仕組みであることを踏まえ、その積極的な利用が望まれる。

### (3) 四半期財務情報の連結・単体の別

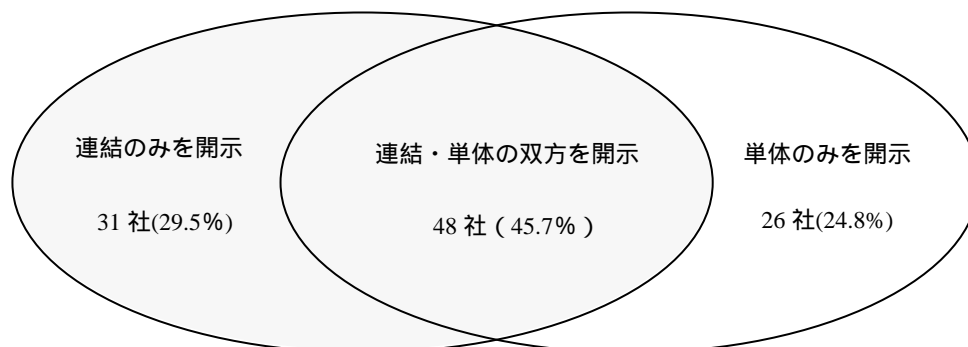
設 問：開示している四半期財務情報の種類は、どれに該当しますか(回答は複数選択)。

当該設問に対しては、105社から有効な回答が得られた。

本年10月25日付の3月期決算会社における開示状況調査の結果と同様に、連結財務諸表作成会社において、連結ベースの内容のみ、あるいは単体ベースの内容のみを開示している事例が散見されている。

|         | 連結ベース | 単体ベース | その他 |
|---------|-------|-------|-----|
| 回 答 社 数 | 79    | 74    | 2   |
| 比 率 (%) | 75.2  | 70.5  | 1.9 |

#### 【参考】四半期財務情報の連結・単体別の開示状況



## (4) 四半期財務情報の内容 ( 関連する設問 3.(3)、4.(6) )

設 問：開示している四半期財務情報の内容は、どのようなものですか（回答は複数選択）。

当該設問に対しては、105社から有効な回答が得られた。

本年10月25日付の3月期決算会社における開示状況調査の結果と同様に、既に開示に取り組んでいる会社の9割以上で、「損益計算書」及び「貸借対照表」の開示が行われているが、「キャッシュフロー計算書」及び「生産、受注及び販売等の状況」の開示は半数以下にとどまっている。

なお、単体で部門別売上高を開示している会社については、一部、「その他の財務情報」に区分されている。

| 四半期財務情報に含まれる内容  | 回答社数 | 比率(%) | 連結開示会社<br>における比率<br>(%) | 単体開示会社<br>における比率<br>(%) |
|-----------------|------|-------|-------------------------|-------------------------|
| 財務要約（ハイライト情報）   | 70   | 66.7  |                         |                         |
| 連結損益計算書         | 42   | 40.0  | 53.2                    |                         |
| 要約連結損益計算書       | 36   | 34.3  | 45.6                    |                         |
| 連結貸借対照表         | 36   | 34.3  | 45.6                    |                         |
| 要約連結貸借対照表       | 30   | 28.6  | 38.0                    |                         |
| 連結キャッシュフロー計算書   | 17   | 16.2  | 21.5                    |                         |
| 要約連結キャッシュフロー計算書 | 14   | 13.3  | 17.7                    |                         |
| 単体の損益計算書        | 41   | 39.0  |                         | 55.4                    |
| 単体の要約損益計算書      | 36   | 34.3  |                         | 48.6                    |
| 単体の貸借対照表        | 38   | 36.2  |                         | 51.4                    |
| 単体の要約貸借対照表      | 24   | 22.9  |                         | 32.4                    |
| セグメント情報         | 51   | 48.6  |                         |                         |
| 生産、受注及び販売等の状況   | 42   | 40.0  |                         |                         |
| その他の財務情報        | 44   | 41.9  |                         |                         |

設問に対する回答として、「単体の損益計算書」と「単体の要約損益計算書」の双方を選択している事例が一部で見られたため、両者の合算が100%となっていない。

## (5) 四半期財務情報の作成基準 ( 関連する設問 4.(7) )

設 問：四半期財務情報の作成に際して準拠している基準はどのようなものですか。

当該設問に対しては、102社から有効な回答が得られた。

各社の回答内容を見ると、半数の会社で中間連結財務諸表作成基準又は中間財務諸表作成基準で四半期財務諸表を作成しているとの内容となっており、中間決算と同様の決算処理を行っているとする、会社の事業規模、会計システム等の整備又は要員の配置状況等もよるが、相当程度の実務負担が生じていると考えられる。

## 【四半期財務諸表の作成基準】

|       | 中間連結財務諸表作成基準(又は中間財務諸表作成基準) | 米国会計基準 | 中間決算等では適用しない簡便な手続を使用 | その他 |
|-------|----------------------------|--------|----------------------|-----|
| 回答社数  | 54                         | 11     | 32                   | 5   |
| 比率(%) | 52.9                       | 10.8   | 31.4                 | 4.9 |

## (6)簡便な手続の内容

設問：年度(中間)決算等では適用しない簡便な手続を使用している場合に、その内容は具体的にどのようなものですか(回答は複数選択)。

当該設問については、上記(5)において、「中間決算等では使用しない簡便な手続を使用」と回答した32社の回答内容を集計している。

|       | 棚卸高の見積もり計算 | 減価償却費の期間按分 | 退職給付引当金の見積額の期間按分 | 連結会社の差異を含む債権債務の相殺消去 | 未実現損益の見積もり計算 | 法人税の見積もり計算 | その他 |
|-------|------------|------------|------------------|---------------------|--------------|------------|-----|
| 回答社数  | 10         | 13         | 12               | 4                   | 10           | 21         | 2   |
| 比率(%) | 31.3       | 40.6       | 37.5             | 12.5                | 31.3         | 65.6       | 6.3 |

## (7)公認会計士又は監査法人による監査等の有無及び内容( 関連する設問 4.(8) )

設問：四半期財務情報の開示内容について、公認会計士又は監査法人による何らかの監査・確認等を受けていますか。また、受けている場合に、その監査・確認等の手続は具体的にどのようなものですか。

当該設問に対しては、102社から有効な回答が得られ、そのうち64社が「何らかの監査・確認等の手続を受けている」旨を回答している。

公認会計士又は監査法人による監査・確認手続の必要性の程度については、各社の会計上の内部統制の整備状況によっても異なると想定されるが、とりわけ、上記の2.(6)で見たような年度(中間)決算と異なる会計処理等を行う場合については、正規の決算手続に与える影響等を考慮して、何らかの監査・確認等を受けることが望ましいと考えられる。

具体的な手続の内訳に係る回答状況は以下のとおり。

|       | 中間監査基準に基づく監査手続 | マザーズ基準による意見表明手続 | 米国等で求められるレビュー手続 | 特定の基準に基づかない確認手続 | 会計方針の変更内容等に係る意見照会等 | その他 |
|-------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------------------|-----|
| 回答社数  | 11             | 22              | 10              | 17              | 3                  | 1   |
| 比率(%) | 17.2           | 34.4            | 15.6            | 26.6            | 4.7                | 1.6 |

「比率」は、公認会計士又は監査法人による監査・確認等の手続を「受けている」旨を回答した会社(64社)に占める割合を示す。

### 3. 内部管理等の状況に関する実態調査

#### (1) 四半期毎の内部管理資料の有無

設 問：内部管理のために、四半期毎に財務資料を作成していますか。

当該設問に対しては、1,463 社から有効な回答が得られた。

回答会社の半数程度で、四半期毎の内部管理資料が作成（が予定）されている状況にあり、これらの会社においては、四半期財務情報の開示に向けて、一定の素地が存在するものと推測される。

|         | 作成している | 今後、作成を予定している | 作成の予定がない |
|---------|--------|--------------|----------|
| 回 答 社 数 | 520    | 171          | 772      |
| 比 率 (%) | 35.5   | 11.7         | 52.8     |

#### (2) 四半期内部管理資料の作成時期（ 関連する設問 2.(1) ）

設 問：内部管理目的の四半期財務資料の作成時期は、どれに該当しますか。

当該設問に対しては、上記3.(1)において、「作成している」又は「今後、作成を予定している」と回答した691社のうち、677社から有効な回答を得ている。

各社の作成時期の分布は、四半期財務情報を既に開示している会社の開示時期の分布状況と遜色がなく、各社の社内体制の整備や既存の内部管理資料の状況にもよるが、内部管理資料を開示資料の体裁に整え、また、公認会計士等による監査・確認手続等を実施した場合でも、現在既に開示している会社とほぼ同時期に、多くの会社で四半期財務情報を開示できると期待される。

|             | 2週間以内 | 2週間超<br>1ヶ月以内 | 1ヶ月超<br>45日以内 | 45日超<br>2ヶ月以内 | それ以上  |
|-------------|-------|---------------|---------------|---------------|-------|
| 回 答 社 数     | 156   | 380           | 110           | 30            | 1     |
| 比 率 (%)     | 23.0  | 56.1          | 16.2          | 4.4           | 0.1   |
| 累 計 回 答 社 数 | 156   | 536           | 646           | 676           | 677   |
| 比 率 (%)     | 23.0  | 79.2          | 95.4          | 99.9          | 100.0 |

## (3) 四半期内部管理資料の内容 ( 関連する設問 2.(4)、4.(6) )

設 問：内部管理目的の四半期財務資料は、どのような内容を含むものですか。(回答は複数選択)

当該設問に対しては、上記3.(1)において、「作成している」又は「今後、作成を予定している」と回答した691社のうち、673社から有効な回答を得ている。

要約財務諸表を含めると、約半数の会社で連結又は単体の損益計算書及び貸借対照表を作成しており、この点でも、四半期財務情報の開示に向けた素地はある程度整っている状況がうかがえる。

| 四半期財務情報に含まれる内容          | 回答社数 | 比率(%) |
|-------------------------|------|-------|
| 連結損益計算書                 | 164  | 24.4  |
| 要約連結損益計算書               | 209  | 31.1  |
| 連結貸借対照表                 | 145  | 21.5  |
| 要約連結貸借対照表               | 164  | 24.4  |
| 連結キャッシュフロー計算書           | 95   | 14.1  |
| 要約連結キャッシュフロー計算書         | 107  | 15.9  |
| 単体の損益計算書                | 425  | 63.2  |
| 単体の要約損益計算書              | 298  | 44.3  |
| 単体の貸借対照表                | 399  | 59.3  |
| 単体の要約貸借対照表              | 258  | 38.3  |
| 主な財務指標(売上高、営業利益、設備投資額等) | 337  | 50.1  |
| セグメント情報                 | 225  | 33.4  |
| その他の財務情報                | 46   | 6.8   |

一部で、「要約財務諸表」と「正規の財務諸表」の双方を選択している場合があるため、両者の比率の合計が必ずしも100とならない。

## (4) 内部管理目的で把握されている財務情報

設 問：内部管理の目的で、売上高、経常利益等の財務状況の変動を把握している場合に、その具体的な頻度は、どれに該当しますか。

当該設問に対しては、上記3.(1)の設問において、「作成の予定がない」と回答した772社のうち、687社から有効な回答を得ている。

|         | 日次  | 週次  | 月次   | その他 |
|---------|-----|-----|------|-----|
| 回 答 社 数 | 15  | 0   | 634  | 38  |
| 比 率 (%) | 2.2 | 0.0 | 92.3 | 5.5 |

## (5) 内部管理目的で把握している財務資料

設 問：内部管理目的で把握している財務状況の内容はどのようなものですか。（回答は複数選択）

当該設問に対しては、上記3.(1)の設問において、「作成の予定がない」と回答した772社のうち、685社から有効な回答を得ている。

内部管理目的で四半期財務資料を作成していない会社でも、主要な損益計算書又は貸借対照表項目について月次での把握を行なっている会社が多数を占めており、四半期財務情報に係る開示資料の作成の基礎となるべき情報について、多くの会社が既に把握している状況にあると思われる。

|        | 主要な損益計算書項目 | 主要な貸借対照表項目 | セグメント売上高等 | その他 |
|--------|------------|------------|-----------|-----|
| 回答社数   | 655        | 518        | 201       | 52  |
| 比率 (%) | 95.6       | 75.6       | 29.3      | 7.6 |

## 4. 四半期財務情報の開示に係る意識調査

## (1) 四半期財務諸表の開示の制度化に係る是非

設 問：四半期財務情報の開示を（将来的に）法律に基づく開示制度として整備すべきとの意見がありますが、どのように考えますか。

当該設問に対しては、1,472社から有効な回答を得ている。

米国をはじめとする諸外国では、法律に基づく開示制度として、四半期財務諸表の開示を求めている場合があることから、当取引所等の自主規制機関による開示要請ではなく、我が国でもこれを制度化すべきとの声もある。

そこで、四半期財務諸表の開示の法制度化に係る意識調査を行った。

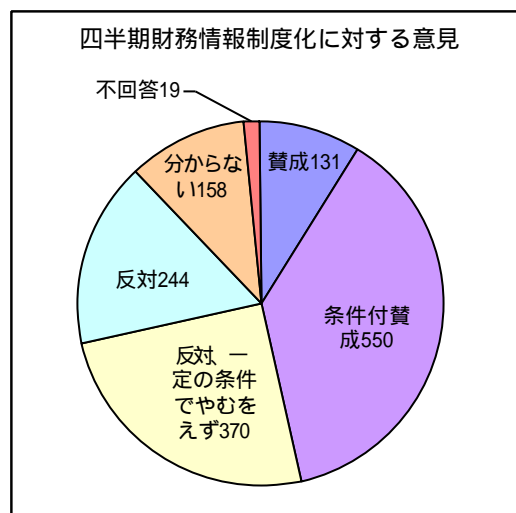
なお、これらの回答内容は、当取引所が自主規制機関として上場会社に対して一律に四半期財務情報の開示を求めるとした場合における作成者側の反応と近似できると考えられる。

|        | 賛成である | 条件付きで賛成である | 反対だが一定の条件が満たされればやむを得ない | 反対である | 分らない | 不回答 |
|--------|-------|------------|------------------------|-------|------|-----|
| 回答社数   | 131   | 550        | 370                    | 244   | 158  | 19  |
| 比率 (%) | 8.9   | 37.4       | 25.1                   | 16.6  | 10.7 | 1.3 |

各社の回答内容を見ると、現状では、積極的に法制度化を支持する意見は、1割未満に止まっている。

もっとも、平成3年3月に(財)資本市場研究会が公表した同種の調査結果(「四半期財務情報開示に関するアンケート調査」(平成2年実施))では、調査対象会社395社のうち「賛成」又は「条件付き賛成」と回答した会社は19社(全体の6.3%)に止まっており、約10年を経て相当に上場会社側の意識が進展していると考えられる。

なお、各社の回答内容を業種別に見た場合には、下表のとおりとなった。



【業種別の回答状況(各回答項目毎の回答会社数に占める割合)】

|        |            | 賛成   | 条件付き賛成 | 消極的反対 | 反対   | 分からない | 不回答  |
|--------|------------|------|--------|-------|------|-------|------|
| 業種分類   | 水産・農林業     | 25.0 | 75.0   | 0.0   | 0.0  | 0.0   | 0.0  |
|        | 鉱業         | 0.0  | 20.0   | 20.0  | 60.0 | 0.0   | 0.0  |
|        | 建設業        | 2.0  | 17.6   | 29.4  | 37.3 | 10.8  | 2.9  |
|        | 食料品        | 5.0  | 40.0   | 30.0  | 15.0 | 10.0  | 0.0  |
|        | 繊維製品       | 4.8  | 16.7   | 50.0  | 14.3 | 14.3  | 0.0  |
|        | パルプ・紙      | 6.3  | 12.5   | 50.0  | 18.8 | 12.5  | 0.0  |
|        | 化学         | 3.9  | 41.2   | 30.4  | 12.7 | 8.8   | 2.9  |
|        | 医薬品        | 0.0  | 43.8   | 34.4  | 6.3  | 12.5  | 3.1  |
|        | 石油・石炭製品    | 12.5 | 37.5   | 25.0  | 12.5 | 0.0   | 12.5 |
|        | ゴム製品       | 12.5 | 50.0   | 0.0   | 0.0  | 37.5  | 0.0  |
|        | ガラス・土石製品   | 4.2  | 41.7   | 12.5  | 25.0 | 16.7  | 0.0  |
|        | 鉄鋼         | 2.9  | 14.3   | 28.6  | 17.1 | 37.1  | 0.0  |
|        | 非鉄金属       | 16.7 | 33.3   | 22.2  | 27.8 | 0.0   | 0.0  |
|        | 金属製品       | 0.0  | 35.1   | 27.0  | 24.3 | 13.5  | 0.0  |
|        | 機械         | 4.1  | 35.5   | 28.1  | 17.4 | 13.2  | 1.7  |
|        | 電気機器       | 15.7 | 44.0   | 24.5  | 10.7 | 3.8   | 1.3  |
|        | 輸送用機器      | 5.7  | 39.6   | 26.4  | 13.2 | 15.1  | 0.0  |
|        | 精密機器       | 20.8 | 41.7   | 12.5  | 16.7 | 0.0   | 8.3  |
|        | その他製品      | 12.2 | 31.7   | 26.8  | 17.1 | 9.8   | 2.4  |
|        | 電気・ガス業     | 0.0  | 17.6   | 35.3  | 29.4 | 17.6  | 0.0  |
|        | 陸運業        | 5.7  | 31.4   | 25.7  | 17.1 | 20.0  | 0.0  |
|        | 海運業        | 7.7  | 23.1   | 30.8  | 23.1 | 15.4  | 0.0  |
|        | 空運業        | 0.0  | 100.0  | 0.0   | 0.0  | 0.0   | 0.0  |
|        | 倉庫・運輸関連業   | 4.3  | 43.5   | 13.0  | 26.1 | 13.0  | 0.0  |
|        | 通信業        | 33.3 | 66.7   | 0.0   | 0.0  | 0.0   | 0.0  |
|        | 卸売業        | 7.9  | 45.6   | 22.8  | 13.2 | 9.6   | 0.9  |
|        | 小売業        | 13.7 | 44.2   | 13.7  | 15.8 | 10.5  | 2.1  |
|        | 銀行業        | 2.5  | 36.7   | 32.5  | 13.8 | 15.0  | 0.0  |
|        | 証券、商品先物取引業 | 33.3 | 52.4   | 4.8   | 4.8  | 4.8   | 0.0  |
|        | 保険業        | 0.0  | 0.0    | 50.0  | 25.0 | 25.0  | 0.0  |
| その他金融業 | 25.0       | 50.0 | 20.0   | 0.0   | 5.0  | 0.0   |      |
| 不動産業   | 14.8       | 44.4 | 22.2   | 11.1  | 7.4  | 0.0   |      |
| サービス業  | 21.1       | 43.1 | 12.8   | 16.5  | 5.5  | 0.9   |      |
| 総計     | 8.9        | 37.4 | 25.1   | 16.6  | 10.7 | 1.3   |      |

## (2) 制度化に賛成する理由

設問：「賛成である」と判断される理由はどのようなものですか。(回答は複数選択)

当該設問に対しては、上記の4.(1)において、「賛成である」又は「条件付きで賛成である」と回答した会社 681 社のうち、605 社から有効な回答が得られた。

各社の回答内容を見ると、「公開会社としての当然の義務」又は「投資家の投資判断に有用である」と回答した比率が高く、業種その他の特性による影響も想定されるが、相対的に適切なディスクロージャーに関する意識水準が高いことを示す結果となっている。

|        | 公開会社の果すべき当然の義務 | 同業他社との迅速な業績比較に有用 | 事業環境の変化に即応した経営に必要 | 海外における開示制度と整合的 | 投資者の適切な投資判断を促す上で有益 | その他 |
|--------|----------------|------------------|-------------------|----------------|--------------------|-----|
| 回答社数   | 291            | 192              | 214               | 156            | 482                | 4   |
| 比率 (%) | 48.1           | 31.7             | 35.4              | 25.8           | 79.7               | 0.7 |

## (3) 制度化に向けた条件

設問：「制度化には条件がある」と判断される場合に、どのような条件が満たされれば、制度化に賛成しますか(又はやむを得ないと認識しますか)。(回答は複数選択)

当該設問に対しては、上記の4.(1)において、「条件付きで賛成である」又は「反対だが一定の条件が満たされればやむを得ない」と回答した会社 920 社のうち、889 社から有効な回答を得ている。

各社の回答内容を見ると、現行の半期報告書と比較して開示内容の簡素化を希望する会社が多数を占めており、その理由として「財務情報の開示の速報性」を重視する意見が見られた。

また、本格適用までに一定の時間的猶予や、レビュー基準の整備を求める回答も多く、仮に法制化を行うとした場合には、相当の実務対応や環境整備が必要になると考えられる。

|        | 本格適用までの相当程度の時間的猶予 | 半期報告書と比較して開示内容の簡素化 | 半期報告書制度の廃止 | 四半期配当制度の導入 | 有価証券届出書に係る効力発生期間短縮等の優遇措置 | 公認会計士等によるレビュー制度の整備 | 米国会計基準等による連結財務諸表作成の認容 | その他 |
|--------|-------------------|--------------------|------------|------------|--------------------------|--------------------|-----------------------|-----|
| 回答社数   | 597               | 839                | 235        | 23         | 53                       | 432                | 27                    | 59  |
| 比率 (%) | 67.2              | 94.4               | 26.4       | 2.6        | 6.0                      | 48.6               | 3.0                   | 6.6 |

なお、「その他」として回答した会社のうち、16 社が「業績予想に係る開示の取止め」を制度化の条件として掲げている。

## (4) 制度化に反対する理由

設 問：「制度化には反対である」と判断される理由は、具体的にどのようなものですか。(回答は複数選択)

当該設問に対しては、上記の4.(1)において、「反対であるが一定の条件が満たされればやむを得ない」又は「反対である」と回答した会社614社のうち、484社から有効な回答が得られた。

各社の回答を見ると、「季節変動等の業種特性」を理由に挙げた会社は「建設」、「機械」、「電気機器」、「サービス」、「電気ガス」等の業種に多く見られ、「作成・開示に係るコストに見合う利益がない」ことを理由に挙げた会社では、市場第二部の上場会社など、事業規模が相対的に小さな会社が多く見られている。

また、「短期的な経営評価の傾向を醸成する」と回答した会社は規模、業種にかかわらず広範に見られた。

|       | 短期的な経営評価の傾向を醸成(助長) | 業績の季節変動等の特性から有用な情報とならない | 営業上、不利益となる | 作成・開示に係るコストに見合う利益がない | その他  |
|-------|--------------------|-------------------------|------------|----------------------|------|
| 回答社数  | 233                | 316                     | 20         | 315                  | 50   |
| 比率(%) | 48.1               | 65.3                    | 4.1        | 65.1                 | 10.3 |

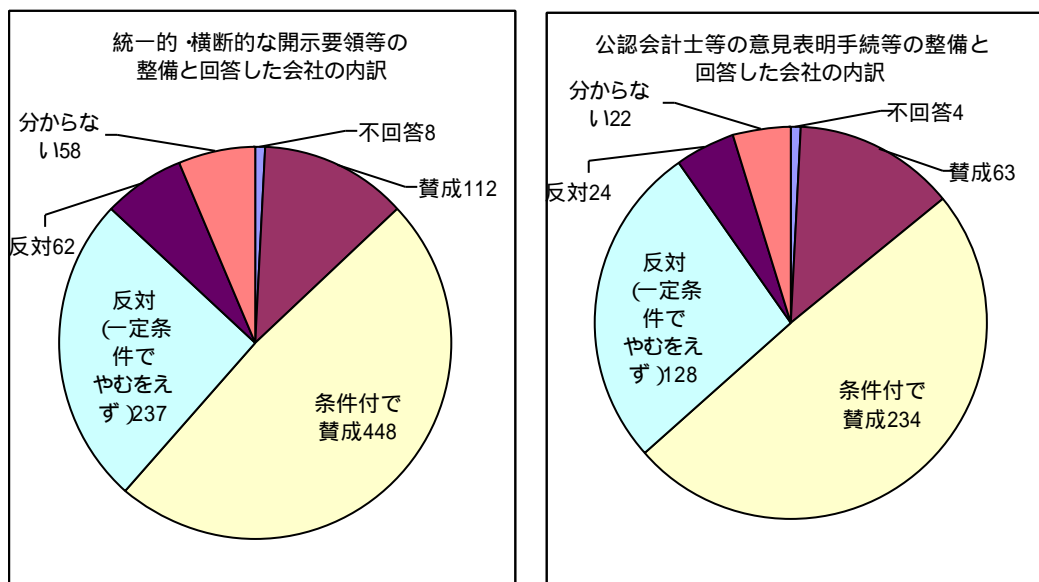
## (5) 証券取引所等の取組みに対する要望

設 問：証券取引所等に対して、四半期財務情報の開示促進に向けた積極的な取組みが求められています。その取組みとして期待される点はどのようなものですか。(回答は複数選択)

当該設問に対しては、1,427社から有効な回答が得られた。

|       | 適時開示規則等による開示の義務化 | 統一的・横断的な開示要領等の整備 | 公認会計士等の意見表明手続等の整備 | 開示慣行の醸成に向けた要請 | 四半期財務情報の利用に係る投資者教育 | 分からない | とくにない | その他 |
|-------|------------------|------------------|-------------------|---------------|--------------------|-------|-------|-----|
| 回答社数  | 312              | 925              | 475               | 262           | 259                | 113   | 242   | 32  |
| 比率(%) | 21.9             | 64.8             | 33.3              | 18.4          | 18.1               | 7.9   | 17.0  | 2.2 |

なお、相対的に割合が高い「統一的・横断的な開示要領等の整備」、「公認会計士等の意見表明手続等の整備」と回答した会社における、設問4.(1)「四半期財務諸表の開示の制度化に係る是非」の回答状況を見たところ、次のグラフのとおり、「制度化には条件がある」又は「制度化に反対である」と回答した会社でも、これらの点について、自主規制機関の積極的な取組みを求める声が高い状況となった。



(6) 現段階で開示可能な財務情報 ( 関連する設問 2.(4)、3.(3) )

設 問：四半期財務情報の開示が一律に求められるとした場合、現段階でどのような財務情報が開示できますか。(回答は複数選択)

当該設問に対しては、1,458 社から有効な回答を得ている。

| 四半期財務情報に含まれる内容  | 回答社数 | 比率 (%) | (参考) 設問2(4) |      | (参考) 設問3(3) |      |
|-----------------|------|--------|-------------|------|-------------|------|
|                 |      |        | 回答社数        | 比率   | 回答社数        | 比率   |
| 要約連結損益計算書       | 528  | 36.2   | 42          | 40.0 | 164         | 24.4 |
| 連結損益計算書         | 208  | 14.3   | 36          | 34.3 | 209         | 31.1 |
| 要約連結貸借対照表       | 481  | 33.0   | 36          | 34.3 | 145         | 21.5 |
| 連結貸借対照表         | 197  | 13.5   | 30          | 28.6 | 164         | 24.4 |
| 要約連結キャッシュフロー計算書 | 333  | 22.8   | 17          | 16.2 | 95          | 14.1 |
| 連結キャッシュフロー計算書   | 139  | 9.5    | 14          | 13.3 | 107         | 15.9 |
| 単体の要約損益計算書      | 955  | 65.5   | 41          | 39.0 | 425         | 63.2 |
| 単体の損益計算書        | 566  | 38.8   | 36          | 34.3 | 298         | 44.3 |
| 単体の要約貸借対照表      | 907  | 62.2   | 38          | 36.2 | 399         | 59.3 |
| 単体の貸借対照表        | 561  | 38.5   | 24          | 22.9 | 258         | 38.3 |
| セグメント情報         | 371  | 25.4   | 51          | 48.6 | 337         | 50.1 |
| 生産、受注及び販売等の状況   | 501  | 34.4   | 42          | 40.0 | 225         | 33.4 |
| 四半期に係る業績見通し     | 428  | 29.4   |             |      |             |      |
| 何も開示できない        | 87   | 6.0    |             |      |             |      |
| その他             | 32   | 2.2    |             |      |             |      |

## (7) 望まれる作成基準の取扱い ( 関連する設問 2.(5) )

設 問：四半期財務情報の開示が一律に求められるとした場合、財務諸表等の作成基準の取扱いについてどのように考えますか。(回答は複数選択)

当該設問に対しては、1,458 社から有効な回答が得られた。

なお、各社の回答では、中間決算で適用しない「簡便な手続き」が認められるべきであるとの回答が多数を占めているが、回答の中には、注記事項の省略等、「開示内容の簡素化」を求めるものも多く見られており、回答社数には、簡便な会計処理の認容を要望する会社と、開示内容の簡素化を要望する会社が混在していることに注意が必要である。

|        | 中間連結財務諸表作成基準(又は中間財務諸表作成基準)に準拠すべき | 中間決算で適用しない(認められない)簡便な処理が認められるべき | その他 |
|--------|----------------------------------|---------------------------------|-----|
| 回答社数   | 366                              | 1,071                           | 21  |
| 比率 (%) | 25.1                             | 73.5                            | 1.4 |

## (8) 望まれる監査等の取扱い ( 関連する設問 2.(7) )

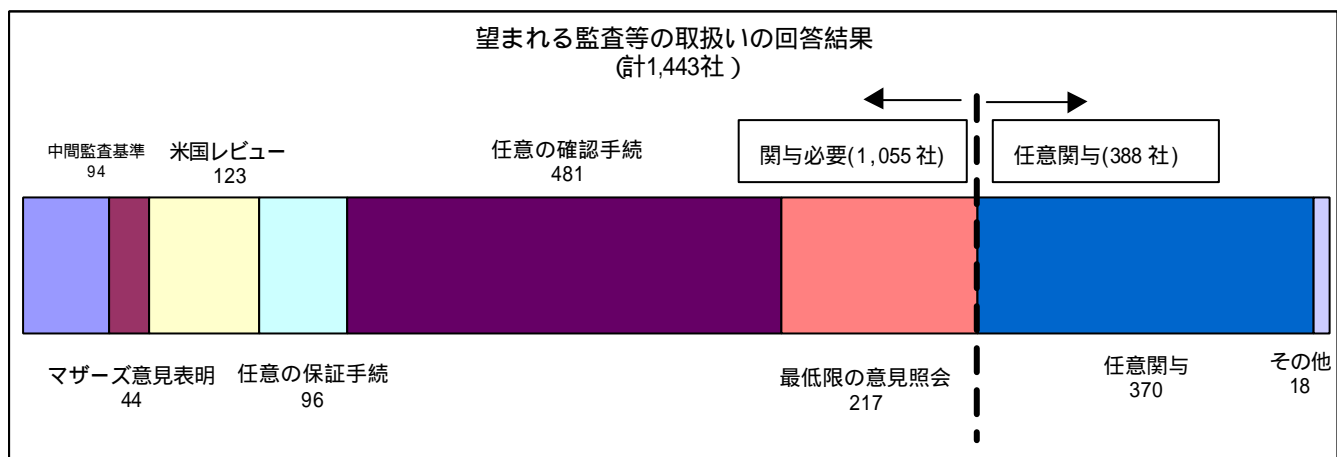
設 問：四半期財務情報の開示が一律に求められるとした場合、会計監査等の取扱いについてどのように考えますか。(回答は複数選択)

当該設問に対しては、1,443 社から有効な回答が得られた。

|        | 現在の中間監査基準に準じた監査手続を実施 | マザーズ基準に準拠した意見表明手続を実施 | 米国等で要求されるレビューを実施 | 何らかの保証手続を実施する必要があるが、その方法は任意 | 公認会計士等による何らかの確認手続は必要だが、その方法は任意 |
|--------|----------------------|----------------------|------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 回答社数   | 94                   | 44                   | 123              | 96                          | 481                            |
| 比率 (%) | 6.5                  | 3.0                  | 8.5              | 6.7                         | 33.3                           |

|        | 公認会計士等への最低限の意見照会等は必要だが、保証・確認は任意 | 公認会計士等の関与について、基本的に任意 | その他 |
|--------|---------------------------------|----------------------|-----|
| 回答社数   | 217                             | 370                  | 18  |
| 比率 (%) | 15.0                            | 25.6                 | 1.2 |

また、上記の状況を示すグラフは次のとおりである。



以 上